

診療費等に係る一部の未収金の収納事務を弁護士事務所に委託しました

さいたま市立病院では、診療費負担の公平性を確保するため、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、診療費の支払が滞っている方に対する、一部の未収金の収納事務を次のとおり委託しました。

委託の相手方

住所 埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1 ミナトビル5階

名称 弁護士法人ライズ綜合法律事務所

代表者職・氏名 代表社員 田中 泰雄

業務委託期間

令和元年10月1日から令和2年3月20日まで